

ゴールデンウィークにおける 口蹄疫等に関する防疫対策の強化！

国内での口蹄疫の発生は平成22年の宮崎県の事例以降確認されておられません。韓国や中国をはじめとする東アジア地域においては、口蹄疫の発生が継続して確認されています。また、アフリカ豚コレラについては、ロシアや欧州で発生が続いており、本年3月にはモンゴルとの国境付近での発生が初めて確認され、東アジア地域への進入リスクが更に高まっています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、訪日外国人旅行者数は年々増加しているうえ、今月末からのゴールデンウィークには、日本から海外への渡航者が増えることから、国内に家畜伝染病が侵入・蔓延するリスクが高くなると考えられます。

畜産関係者の皆様におかれましては、口蹄疫等の発生地域(韓国、中国、モンゴルなど)への渡航を可能な限り自粛をお願いします。また、飼養衛生管理基準を遵守し、口蹄疫等に関する防疫強化に努めてください。

1 口蹄疫等の発生国へ渡航する場合の留意事項

- ① 農場や、と畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

2 口蹄疫等の発生国から帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。農場主や従業員等、必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴・更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

(裏面につづく)

3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

衛生管理区域に不要な者(物)は立ち入らず、持ち込まないようにし、必要なものについては、洗浄・消毒その他必要な措置を講じること。

4 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

飼養している家畜に異状が認められた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。なお、口蹄疫の特定症状は次のとおりです。

口蹄疫の特定症状

家畜伝染病予防法では、次の口蹄疫の特定症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、家畜保健衛生所へ通報するよう規定されています。

牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのししの場合、次の1～3のいずれかの症状を呈していること。(鹿の場合、1では①・③に該当すること。)

1 次のいずれにも該当すること。

- ① 39.0度以上の発熱があること。
- ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
- ③ 口腔内等(※1)に水疱等(※2)があること。

2 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く)。

農林水産省ホームページ

『口蹄疫に関する情報』…農林水産省HPで で検索

『アフリカ豚コレラについて』…農林水産省HPで で検索



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679

